

第25回期 第7回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和6年1月19日(金) 午後1時30分から午後3時35分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員9人)

会 長	10番	白川	清一
会長職務代理者	9番	酒井	秀忠
委 員	1番	兼子	泰彦
同	2番	高坂	和幸
同	3番	須藤	孝夫
同	4番	藤田	保幸
同	5番	富永	勉
同	6番	鈴木	啓
同	7番	須藤	一二
同	8番	小針	充則

推 進 委 員	(簗 輪 ・ 袖 山)	関根	盛夫
同	(中 根 松)	会田	信二
同	(大 草)	斎藤	良文
同	(里白石 ・ 福貴作)	須藤	寿行
同	(里白石 ・ 福貴作)	鈴木	政吉
同	(山 白 石)	我妻	伸司
同	(山 白 石)	岡田	勇弥
同	(浅 川 ・ 滝 輪)	緑川	孝雄
同	(東大畑 ・ 畑田)	小室	一男

4 欠席委員(委員1名)

推 進 委 員 (小貫・太田輪) 薄井 常義

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく

農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 克幸

主 事 鈴木 勇太

7 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>只今から、第5回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 新年あけましておめでとうございます。本日はお忙しい中農業委員会総会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。皆様におかれましては昨年7月から農業委員、推進委員となり、月1回の農業委員会総会への出席、農地パトロール、農地利用状況調査など大変忙しく過ごされてきたかと思えます。今年はそれらに加え、地域計画の策定という大変な作業があります。これは、これからの浅川町の農業について、5年後、10年後、20年後を見据えたプランを建てるという内容になっております。今では農家の方の高齢化しており、後継者不足などの大変な時代に突入してまいりました。農家、農地を守るために皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>また、今年元旦から、石川県の能登半島の地震から始まり、羽田空港での飛行機事故があり大変なスタートとなってしまいました。今でも、毎日ニュースでは大変な状況が報道され目を覆うばかりです。</p> <p>インフルエンザ等も流行ってきましたので、皆さま、体調の変化などには十分に気を付けていただき、頑張ってくださいと思います。</p> <p>なお、本日は総会終了後に農業者等との意見交換会があり、長いスケジュールとなっておりますがよろしく願います。 以上を持ちまして、私の挨拶といたします。</p>
会 長	<p>本日の農業委員の出席は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第7回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。 なお、推進委員の出席は10名中9名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、4番、藤田保幸委員、5番、富永勉委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>

会長	議案第15号②について、浅川・滝輪地区推進委員、緑川孝雄委員の調査報告及び意見を求めます。
緑川委員	<p>浅川・滝輪地区担当推進委員の緑川です。</p> <p>議案第15号 農地法第3条②について、調査の結果及び意見を申し上げます。譲渡人、**、****さん、譲受人、**、****さん以下記載のとおりです。1月14日午前8時より、地区副担当の酒井委員、小針委員及び譲渡人、譲受人立ち合いの下現地にて調査してまいりました。**さん、**さん共に認定農業者で、それぞれ滝輪地区を代表する農業者であります。今回の申請の理由といたしましたは、**さんと**さんの2つのほ場が並んでいるのですが、**さんのほ場は、道路から入るためには迂回しなければならないという状況になっておりまして、非常に作業性が悪いということで、**さんからほ場を譲渡してもらえれば作業効率も格段に良くなるということで、お二人で話し合っ、今回の申請をしたということでありました。その状況についても確認してきました。農地法第3条第2項の第1号から第6号までなら問題なく、許可相当であると見てきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	それでは、事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、農業経営拡大のための売買ということで申請がありました。譲受人である****さんについては、令和5年2月に農業経営改善計画の認定を受け、町の認定農業者となっております。施設野菜及び肉用牛手がけており、今回売買する農地についても水稻として利用することです。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれも該当するものがなく問題ないものと思われま。以上です。</p>
会 長	<p>ただいま、地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第15号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第15号②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第15号、農地法第3条②は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、同じく議案第15号、農地法第3条②について上程いたします。</p>

事務局長	事務局より議案の朗読を求めます。
会 長	<p>【議案朗読】</p> <p>議案第15号③について、東大畑・畑田地区推進委員、小室一男委員の調査報告および意見を求めます。</p>
小室委員	<p>東大畑・畑田地区担当推進委員の緑川です。</p> <p>議案第15号 農地法第3条③について、調査の結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、****さん、譲受人、***、****さん以下の記載のとおりです。1月14日午前9時より、地区副担当の白川会長及び譲渡人、譲受人及び推進委員の私と現地で調査してまいりました。**さん、**さんについては知人であり、ずっと水田を耕作してもらっているという状況で、今回、売買という形で申請がありましたので、なんら問題なく、許可相当であると見てきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	それでは、事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、農業経営拡大のための売買ということで申請がありました。今回の申請地は、以前から****さんが耕作している農地とのことです。**さんの経営状況については、農業従事している人数、及び日数、利用する農機具、後継者の存在など農業に従事するには十分だと思われます。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれも該当するものがなく問題ないものと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>ただいま、地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第15号③について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第15号③について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第15号、農地法第3条②は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第16条、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3校に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について、事務局より議案の</p>

<p>事務局長</p>	<p>朗読、及び説明を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p> <p>事務局より説明いたします。</p> <p>内容としましては、中間管理機構の公益財団法人福島県農業振興公社が借り受けたものを担い手へ配分する案となっており、この配分計画書については町が作成することとなり、町から意見を求められているものです。意見決定後、町から農業振興公社を通じて県に提出されます。最終的に県知事が認可し公告されることとなります。</p> <p>今回の経過を説明しますと、平成27年12月から令和6年2月まで別の方が農地を借り受けているのですが、利用権の設定を解除し小宅さんに貸すことになったとのことです。また、賃借権の設定期間ですが、前回の設定期間が令和7年12月31日までだったため、前回の残期間での賃借となっています。</p> <p>賃借権の設定等を受ける者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件を備えていることとされていますが、要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 2、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3、農作業に常時従事しないと認められる者については、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 <p>小宅文雄さんは令和2年1月30日に認定農業者となり、現在の農業経営の状況からしても、これらの要件を備えていると考えられますので、問題ないものと思われませんが、皆様の審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>つづいて、この集積計画及び配分計画（案）に対して里白石・福貴作・染地区推進委員の須藤寿行委員の意見を求めます。</p>
<p>須藤（寿）委員</p>	<p>里白石・福貴作・染地区担当、推進委員須藤寿行であります。</p> <p>説明いたします。今回提案されました里白石字島田地区の、4筆7,861㎡については、社川と日影川の合流点付近に位置する、ほぼ隣接するほ場であります。借受人は里白石荒屋郷の小宅文雄であります。利用権の設定を受けるものの要件を満たす方と判断しております。小宅氏については耕作の事業に供すべき農用地を効率的に利用して稲作を行うと認められ、農作業については、本人はもとより、ご子息を含め家族を含め常時充実しております。また、長年にわたる継続的かつ安定的に農業経営を行っており、今後も見込まれることが想定されます。</p> <p>以上のことから、利用権設定を受けるものの要件ではありますが、事務局長よりも説明されたところでございますが、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第4項の耕作または耕作の事業とすべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作の事業を行うと認められること。耕作の事業に必要な農作業常時従事すると認められること。その者が地域の農業における、他の農業者等の適切な役割分担のもとに、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。以上の要件を満たすものとして、適当であると判断します。よろしくご審議願いま</p>

<p>会 長</p>	<p>す。以上です。</p> <p>ただいま、務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第16号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画（案）について、質疑ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第16号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画の案について、異議なしと決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第16号については決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p> <p>（須藤（孝）委員挙手）</p>
<p>会 長</p>	<p>須藤委員、どうぞ。</p>
<p>須藤（孝） 委員</p>	<p>はい、議案書についてなのですが、場所によって地図がついていたりいなかったりしていて、自分の担当地区の場合は場所が分かるのですが、それ以外の地区については場所がわからないことがあるので、できれば位置図を付けるようにしていただけるとわかりやすくなるかと思うのですが、お願いできないでしょうか。</p>
<p>鈴木主事</p>	<p>それでは、次回の総会から議案書に位置図を添付して皆さんに送付するようにいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>その他、皆さんから何かございませんか。</p> <p>それでは、委員の皆様からはないので事務局より連絡事項をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。まず1点目ですが、次回総会ですが2月15日、木曜日、午後1時30分を予定しております。</p> <p>2点目につきましては、本日、この後この場所で農業者等と農業委員会との意見交換会の開催を予定しております。時間は2時半を予定しております。</p> <p>3点目につきましては、活動記録簿12月分を総会終了後に事務局まで提出をお願いします。</p> <p>4点目につきましては、経営状況等に関する調査票を事務局の方へ提出をお</p>

<p>会 長</p> <p>事務局長</p>	<p>願います。</p> <p>5点目、この後の意見交換会につきましては、活動記録簿の方に記載するのを忘れずをお願いします。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>それでは、以上を持ちまして第7回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。</p>
------------------------	--

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)